

住宅の改修工事などの 補助制度

地域経済の活性化などを目的に、改修工事を行う場合に、経費の一部を補助します。

●受付開始 4月20日(水) 申問建築課(市役所3階)
※予算枠を超えた時点で受付を終了します。



まずは事前にご相談ください

補助の対象

- ①住宅の所有者で、補助金請求の際に当該住宅に現に居住していること。
- ②世帯全員(18歳以下を除く)に市税等の滞納がないこと。
- ③本制度による補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- ④暴力団関係者でないこと。

補助対象となる改修工事

市内の施工業者が請負う、工事費が10万円以上(消費税等除く)の工事で、令和5年3月31日までに工事が竣工し完了届が提出できる改修工事。必ず、補助金交付決定を受けてから、工事着手してください。交付申請から交付決定まで3週間程度かかります。

必要書類

- ①交付申請書(ホームページからダウンロードできます)
- ②住民票(世帯全員の記載されたもの)
- ③建物の所有者を確認できる書類の写し
- ④市税等滞納がない証明(18歳以下を除く、世帯全員分)
- ⑤改修工事見積書の写し
- ⑥改修工事設計書(図面等)
- ⑦耐震診断の結果が分かる書類の写し(耐震改修工事をする場合)
- ⑧耐震改修計画書(耐震改修工事をする場合)

工事種別	工事内容	補助金額
住宅改修工事	バリアフリー改修工事	費用の 10% (上限10万円)
	省エネ化改修工事	
	耐震補強工事	
	耐久性能改修工事	
耐震改修工事	昭和56年5月31日以前に建築され、耐震診断の結果、建物全体または1階部分の上部構造評点が1.0未満の木造戸建て住宅を、上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事およびこれに伴う耐震設計	費用の 60% (上限60万円)

※新築工事、建替え工事、設備機器の設置・取替工事、外構工事などは対象外です。
「住宅改修工事」、「耐震改修工事」を併せて申請することはできません。また、同一工事で他の補助金との併用はできません。

その他の住宅補助金など

介護保険居宅介護(予防)住宅改修費

要介護者・要支援者が安全に生活するための軽微な自宅改修を対象に、自己負担割合に応じて費用の7～9割を助成します。(上限20万円)

☎高齢者支援課 指定指導担当

高齢者等住宅改造費助成事業

介護保険の認定を受けた人で、住民税・所得税が非課税の世帯を対象に、住宅改造費用を助成します。(上限30万円)

☎高齢者支援課 高齢者福祉担当

居宅生活動作補助用具

身体障がい者手帳を持つ人や難病患者などを対象に、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修費用を助成します。(上限20万円)

☎生活福祉課 障がい者福祉担当

福岡県の住宅関連の制度

耐震診断

福岡県耐震診断アドバイザーを派遣します。市の補助を受けて耐震改修工事を行う場合に必要です。

☎ 対 昭和56年5月31日以前に建築または工事に着手した木造戸建て住宅

☎ 料 簡易診断 3,000円、一般診断(床下・小屋裏進入調査付)6,000円

☎ 問 アドバイザー派遣事務局「生涯あんしん住宅」

☎ (5 8 2) 8 0 6 1

省エネ改修事業(家庭(うち)エコ診断制度)

家庭の省エネ度や分野別の二酸化炭素排出量を診断し、家庭の環境に合わせた無理のない光熱費節約術を提案します。

☎ 福岡県地球温暖化防止活動推進センター

☎ (6 7 4) 2 3 6 0

住宅用エコエネルギー導入促進事業補助金

住宅用太陽光発電、民生用燃料電池、住宅用蓄電池を自宅に設置する人に補助します。(上限10万円) ※17ページに関連記事。

☎ 環境課 環境保全・廃棄物担当

ブロック塀撤去費補助金

震災時におけるブロック塀倒壊などの被害防止や避難経路の確保を目的に、道路に面する危険なブロック塀などの撤去費用の一部を補助します。(上限16万円)

☎ 都市計画課 計画担当

雨水貯留タンク設置補助金

雨水の流出抑制、有効活用を図るため、雨水貯留タンクを設置する人に補助します。(上限3万円)

☎ 上下水道工務課 下水道担当

既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業

子育て仕様の住宅や、親世帯と子世帯が近居・同居する住宅へリノベーションする際の工事費用の一部(最大25万円)を補助します。

☎ 県住宅計画課

☎ (6 4 3) 3 7 3 4

住宅改修などの減税制度

耐震改修工事、バリアフリー、省エネに応じた減税制度があります。詳細は問い合わせください。

● 固定資産税の減額

☎ 税務課 固定資産税担当

● 所得税の控除(減額)

☎ 筑紫税務署

☎ (9 2 3) 1 4 0 0